

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県登山安全条例（平成27年長野県条例第52号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

追加〔平成28年規則37号〕

(公益性が高いと認められる業務)

第2条 条例第2条第1号のケの規則で定める業務は、次に掲げる設備又は工作物の設置、維持、解体等の業務とする。

(1) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号に規定する放送の業務又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する電気工作物

一部改正〔平成28年規則37号〕

(登山計画書の届出)

第3条 条例第21条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 性別、年齢及び電話番号

(2) 山岳保険（条例第22条に規定する山岳保険をいう。）への加入の有無

(3) 山岳団体に所属する場合にあっては、当該団体の名称及び電話番号

2 条例第21条第3項の規則で定める山岳は、御嶽山とする。

3 条例第21条第3項第1号の規則で定める団体は、公益社団法人日本山岳ガイド協会、アルピコ交通株式会社及び株式会社ヤマップとする。

追加〔平成28年規則37号〕、

一部改正〔平成28年規則40号・31年40号・令和元年20号・2年45号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月30日規則第37号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、本則第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年8月4日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月25日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月24日規則第20号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年6月22日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。